

様式 4

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

久留米市長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。＊

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 年 月 日
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

※ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定する提出を行っている場合は、本文中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 28 条」と、「建築物エネルギー消費性能確保計画」とあるのは「建築物エネルギー消費性能向上計画」と、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 25 条」と読み替え、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 8 条第 1 項第 3 号に規定する提出を行っている場合は、本文中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 46 条の 2」と、「建築物エネルギー消費性能確保計画」とあるのは「低炭素建築物新築等計画」と、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 5 条」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 44 条」と読み替えるものとする。

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。